明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令（**総務**二四）　一
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（**同**二五）　一
○民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**二六）　二
○電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**総務・法務・経済産業**一）　二
○農林地所有権移転等促進事業及び農業経営改善安定計画に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**一四）　三
○所有権移転等促進計画の承認手続等に関する省令及び農林水産省・国土交通省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・国土交通**三）　三
○石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（**経済産業**二七）　三
○原子力発電工作物の保安に関する命令等の一部を改正する命令（**経済産業・原子力規制委**一）　三

〔告　示〕

○放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件（**総務**七八）　四
○放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（**同**七九）　四
○除籍の一部が滅失した件（**法務**一五三～一五五）　四
○除籍が滅失した件（**同**一五六）　四
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**同**一五七～一六〇）　四
○日本国に帰化を許可する件（**同**一六一）　五
○家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項の農林水産大臣が定める区域を定める等の件の一部を改正する件（**農林水産**八三二）　五
○保安林の指定を解除する件（**同**八三三～八三五）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**八三六、八三七）　六
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（**同**八三八）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**五一二）　七
○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（**同**五一三）　八
○地すべり防止区域を追加指定する件（**同**五一四）　八
○地すべり防止区域を指定する件（**同**五一五）　八
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**五一六）　九

〔国会事項〕　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

法　務
公証人任免（法務省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　一〇

省　令

○総務省令第二十四号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日

総務大臣　山本　早苗

有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令

有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「総務大臣」を「審理員」に改め、同条第二項中「総務大臣は、」を「審理員は、前項の」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第十一条第一項中「総務大臣の指名する職員」を「審理員」に改め、同条第三項中「文書をもつて、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければ」を「審理員の許可を得なければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者又はその代理人は、この限りでない。

第十一条第四項中「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第五項中「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改め、同条第六項中「異議申立人」を「審査請求人」に、「呈示し」を「提示し」に改め、同条第七項中「議事を整理するため必要があると認めるときは、陳述又は証拠の呈示」を「審査請求人若しくは利害関係人又はこれらの代理人のする陳述又は証拠の提示が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これらの行為」に改め、同条第十項中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第十二条第二項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改め、同項第四号中「異議申立人又は出席した」を「審査請求人又は」に改め、同項第七号中「弁論」及び「又はこれら」を削り、同項第八号中「呈示された」を「提示された」に改め、同項第九号中「重要な」を「参考となるべき」に改め、同条第三項中「異議申立人」を「審査請求人」に、「記録」を「調書」に、「書面をもつ